

奈良市公報

第 274 号

平成23年11月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○一般競争入札の実施	1
○総合評価落札方式一般競争入札の実施	2
○一般競争入札の実施	5
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	6
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	6
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	7
○登美ヶ丘11次2期住宅地(2工区) 土地区画整理事業 (奈良市域)の事業計画の変更の認可	7
○地区画整理事業の施行の認可(2件)	7
○放置自転車等の保管(2件)	7
○急性灰白髄炎予防接種の実施	8
○住居番号の設定	8
○道路の区域決定	9
○道路の区域変更	9
○道路の供用開始	9
○放置自転車等の保管	9
○開発行為に関する工事の完了	10
○公募型プロポーザル方式による受託者の選定(2件)	10
○大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙について 届出のあった候補者	12
○大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有者が選挙する委員の選挙の無投票	12
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	12
○保存樹の指定の解除	13
○放置自転車等の保管	13
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	13
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	13
○放置自転車等の処分	14
○放置自転車等の保管	14
○予防接種の実施の一部改正(2件)	14
○インフルエンザ予防接種の実施	14
○平成24年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表(3件)	15
○一般競争入札の実施	17

監 査

- 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…18
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…21
- 包括外部監査の意見に基づき措置を講じた旨の通知…22

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…23
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…24

教 育 委 員 会

- 定期教育委員会の開催…24

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…25

正 誤

- 正誤表…25

告 示

奈良市告示第548号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年10月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(仮称)月ヶ瀬梅公園整備工事ほか15件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できるこ

<p>と。</p> <p>ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所 奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）</p> <p>4 開札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 開札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成23年10月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで、奈良市電子入札システムで入札参加申請を行ってください。</p> <p>8 電子入札に関する事項</p> <p>(1) 電子入札の入札参加申請期間 平成23年10月3日から平成23年10月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 電子入札の参加確認通知日 平成23年10月7日</p> <p>(3) 入札書の提出期間 平成23年10月11日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 電子入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 他人のICカードを使用した入札 ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書 エ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>(5) 入札者の失格 ア 内訳書が添付されていない入札書 イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札 ウ 内訳書の日付が開札日でない入札 エ 内訳書に工事件名のない、又は間違のある入札 オ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札</p> <p>(6) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通</p>	<p>知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(7) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。</p> <p>9 その他</p> <p>(1) その他の詳細は、入札者心得によります。</p> <p>(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。</p> <p>(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。</p> <p>(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を経たときに本契約となります。</p> <p>(5) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部契約室契約課 電話 0742-34-4743</p> <p>別表省略</p> <p style="text-align: right;">(平成23年10月3日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第549号</p> <p>次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。</p> <p>なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。</p> <p style="text-align: center;">平成23年10月3日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 工事名 道路トンネル新設工事（奈良阪町地内他・（仮称）奈良阪川上線）</p> <p>(2) 工事場所 奈良市奈良阪町地内他</p> <p>(3) 工期 契約の日から平成26年3月20日まで</p> <p>(4) 工事概要 工事延長 L=208m W=10.0m トンネル工（NATM工法・機械掘削） L=124m 道路工（起点側） L=34m 道路工（終点側） L=50m</p> <p>(5) 予定価格 1,332,889千円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>(6) 調査基準モデル型算出価格 1,107,339千円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者のうち、土木一式工事の資格を有する建設業者3者又は4者による特定建設工事共同企業体であって、その構成員が次の条件に定める基準をすべて満たすこと。</p>
--	---

<p>(1) 代表者（1者）</p> <p>ア 奈良市内に営業所（建設業法第3条の規定によるものであって、かつ、当該営業所が本市における入札参加資格を有する者に限る。以下同じ。）を有していること。</p> <p>イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における土木一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。</p> <p>ウ 平成8年度以降（過去15年間）に元請として単独又は特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）としてN A T M工法による道路トンネル工事の施工実績を有する者</p> <p>エ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できること。（配置予定技術者は、複数名分を提出することができますが、総合評価方式における落札者決定基準のうち、配置予定技術者の実績の評価に当たっては、技術提案書等で提出された配置予定技術者のうち、最も低い評価となる者の評価点となります。）</p> <p>（ア）一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>（イ）監理技術者又は主任技術者として、平成8年度以降（過去15年間）にしゅん工したN A T M工法による道路トンネル工事の施工経験を有する技術者</p> <p>（ウ）「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>（エ）入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>（2）代表者以外の共同企業体構成員（2者又は3者）</p> <p>ア 奈良市内に本店を有し、平成23年度の競争入札参加資格土木一式工事の等級が「A」に格付されていること。</p> <p>イ 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に1名以上専任で配置できること。（配置予定技術者は、複数名分を提出することができます。）</p> <p>（ア）一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>（イ）監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>（エ）入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>（3）全構成員</p> <p>ア 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p>	<p>イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>ウ 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>（4）技術提案書の提出</p> <p>入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図書等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。</p> <p>ア 施工計画について</p> <p>イ 企業の施工能力等について</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>（1）日時</p> <p>平成23年10月3日から平成23年12月7日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>（2）場所</p> <p>奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。又、CDによる貸出しも行います。）</p> <p>4 開札の場所及び日時</p> <p>奈良市役所 入札室 平成23年12月8日 午前9時30分</p> <p>5 技術提案書の提出期限等</p> <p>（1）提出期限 平成23年11月1日 午後4時まで</p> <p>（2）提出場所 奈良市総務部契約室技術監理課</p> <p>（3）提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部又は電子データ（PDFファイル））</p> <p>（4）提出方法 封筒に密封の上、持参に限ります。郵便及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。技術提案書等の宛名は、「奈良市長」とし、封筒の表に「技術提案書在中」と明記し、併せて工事名及び会社名又は共同企業体名を記入する。封筒は、代表者の印又は共同企業体代表者の印で封印すること。</p> <p>（5）作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。</p> <p>6 入札保証金に関する事項</p> <p>入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 入札参加申請</p> <p>（1）入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。</p> <p>ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書 イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型） ウ 委任状 エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員） オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）</p>
---	---

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(各構成員)
キ 施工実績及び配置予定技術者の施工経験が確認できる書類(CORINS工事カルテ等)(代表者のみ)

(2) 入札参加申請方法

平成23年10月3日から平成23年10月14日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年10月21日までに、共同企業体の代表者に通知します。

9 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の利用者登録及び入札参加申請期間

平成23年10月24日から平成23年10月28日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の入札参加確認通知日

平成23年10月31日

(3) 入札書の提出期間

平成23年11月25日から平成23年12月7日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書
- エ その他市長が定める入札条件に違反した入札

(5) 入札者の失格

- ア 内訳書が添付されていない入札書
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が開札日でない入札
- エ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- オ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

10 落札者の決定方法等

本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとします。

(1) 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を24点として評価するものとします。

(2) 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評

価及び配点に応じて与えます。

評価項目	加点基準	
施工計画 (16点)	品質管理(1)・ (2)	材料や構造物の品質確認方法、 管理方法の適切性
	安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理 上の課題への対応の適切性
	施工管理	施工上留意すべき事項の適切 性
企業の施 工能力等 (8点)	企業の施工能 力	表彰実績
	I S O 9000シリーズ、 I S O 14000シリーズ 認証取得	
	配置予定技術 者の実績	同種工事の施工経験
	地域精通度	本店の所在地、地域内工事の 実績
	社会貢献・地 域貢献	災害協定の締結

(3) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行います。

(4) 評価内容の担保

ア 受注者の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、その項目に応じ工事成績評定点において減ずるものとします。

イ 配置予定技術者の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、しゅん工時の工事成績評定における評価点計を10点減点します。

(5) 総合評価及び低入札価格調査に係る詳細は、入札説明書によります。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年奈良市条例第29号)第2条に定める契約については、議会の議決を経たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

(平成23年10月3日掲示済)

奈良市告示第550号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年10月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 灰汚水処理装置点検整備補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成24年3月23日までとする。
- (4) 業務概要
 - 1 灰汚水吸引装置補修（真空吸引方式）一式
 - 2 灰汚水脱水装置補修（スクリューデカンタ型連続遠心分離脱水機）一式
 - 3 灰汚水再処理装置補修（沈殿槽、再利用ポンプ装置）一式
 - 4 試運転調整一式
- (5) 予定価格 28,558千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすこと。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (2) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設（焼却能力が1日につき400トン以上のものに限る。）の灰汚水処理施設（灰汚水処理能力がクローズド方式4.5m³/hを有し、スクリューデカンタ型連続遠心分離脱水機を有する物に限る。）の補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。
- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該業務に1名以上専任で配置できること。
 - ア 清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（指導監督的な実務経験者等）であること。
 - イ 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない

者であること。

- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年10月3日から平成23年11月10日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成23年11月11日 午前9時30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した灰汚水処理装置点検整備補修に元請負業者としての施工実績が確認できる書類。共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。（契約書等の写し）

ウ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し

エ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

オ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(2) 入札参加申請方法

平成23年10月3日から平成23年10月14日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年10月31日までに入札参加申請者に通知します。

8 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

奈良市公報

平成23年11月1日
(火曜日)

第274号

- (2) 入札書の到達期限 平成23年11月10日
 (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 (4) 入札回数 1回
 (5) 郵便入札の無効
 ア 入札に参加する資格のない者がした入札
 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 エ 入札書に記名押印のない入札
 オ 入札金額を訂正した入札
 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
 ケ 入札書の日付が開札日でない入札
 コ その他市長の定める入札条件に違反した入札
 (6) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。

9 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

10 その他

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
鳥見第2幹線-39	奈良市鳥見町三丁目35	奈良市鳥見町三丁目35
鳥見第2幹線-40	奈良市鳥見町三丁目35	奈良市鳥見町三丁目4-16
三碓幹線-46	奈良市学園大和町五丁目108	奈良市学園大和町六丁目709-65
三碓幹線-47	奈良市学園大和町五丁目108	奈良市学園大和町五丁目108
大渕池幹線-143	奈良市中山町西二丁目1055-7	奈良市中山町西二丁目1052-2
大渕池幹線-144	奈良市中山町西二丁目1052-2	奈良市中山町西二丁目1054-1
あやめ池北幹線-154	奈良市あやめ池北二丁目1168-2	奈良市あやめ池北二丁目1168-22
高畠幹線-28	奈良市高畠町1024-2	奈良市高畠町1020-1
高畠幹線-29	奈良市高畠町1024-1	奈良市高畠町1024-1
都跡幹線-330	奈良市五条町260-3	奈良市五条町234-2
都跡幹線-331	奈良市法華寺町358-1	奈良市法華寺町365

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成23年10月3日掲示済)

奈良市告示第552号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
 (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 (4) 問い合わせ先
 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 奈良市総務部契約室契約課
 電話 0742-34-4743
 (平成23年10月3日掲示済)

奈良市告示第551号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成23年10月3日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。
平成23年10月3日

- 公共下水道管理者 奈良市
 奈良市長 仲川元庸
 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
 平成23年10月17日
 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 奈良市鳥見町三丁目、学園大和町六丁目、中山町西二丁目、あやめ池北二丁目、高畠町及び法華寺町の各一部

法第55条の2の規定により告示します。

平成23年10月3日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	有限会社アイコム	奈良県奈良市三条町606-103	有限会社アイコム	平成22年9月1日
	有限会社アイコム	奈良県奈良市三条桧町4-9	有限会社アイコム	

(平成23年10月3日掲示済)		とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。 平成23年10月3日 奈良市長 仲川元庸	
奈良市告示第553号			
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の			
指定介護機関	名称	所在地	施設又は実施する事業の種類
開設者	名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
居宅介護支援みのり	奈良県奈良市法蓮町635-1山末ビル305	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成23年9月1日
株式会社YTO	奈良県奈良市法蓮町635-1山末ビル305		
(平成23年10月3日掲示済)		整理事業（A事業）の施行の認可をしたので、同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。	
奈良市告示第554号		平成23年10月4日 奈良市長 仲川元庸	
地区画整理事業法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）の事業計画の変更（第1回）を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。		1 土地区画整理事業の名称 登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）	
平成23年10月4日 奈良市長 仲川元庸		2 施行者の住所及び名称 住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号 名称 近畿日本鉄道株式会社	
1 土地区画整理事業の名称 登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）		3 事業施行期間 平成23年10月4日から平成25年3月31日まで	
2 施行者の住所及び名称 住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号 名称 近畿日本鉄道株式会社		4 施行地区 奈良市押熊町、二名町の各一部	
3 事業施行期間 平成22年2月12日から平成26年3月31日まで		5 事務所の所在地 奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）	
4 施行地区 奈良市押熊町、二名町の各一部		6 施行認可の年月日 平成23年9月27日	
5 事務所の所在地 奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）		7 事業年度 毎年4月1日より翌年3月31日まで	
6 施行認可の年月日 平成22年2月5日		8 公告の方法 事務所の掲示板に掲示する。	
7 事業計画の変更（第1回）認可年月日 平成23年9月27日		(平成23年10月4日掲示済)	
8 事業年度 毎年4月1日より翌年3月31日まで		奈良市告示第556号	
9 公告の方法 事務所の掲示板に掲示する。		土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（B事業）の施行の認可をしたので、同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。	
(平成23年10月4日掲示済)		平成23年10月4日 奈良市長 仲川元庸	
奈良市告示第555号		1 土地区画整理事業の名称 登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（B事業）	
土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画		2 施行者の住所及び名称	

奈良市公報

第274号

平成23年11月1日
(火曜日)

住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号

名称 近畿日本鉄道株式会社

3 事業施行期間

平成23年10月4日から平成25年3月31日まで

4 施行地区

奈良市二名町の一部

5 事務所の所在地

奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）

6 施行認可の年月日

平成23年9月27日

7 事業年度

毎年4月1日より翌年3月31日まで

8 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

(平成23年10月4日掲示済)

奈良市告示第557号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年10月4日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年10月2日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市都市整備部都市計画室交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成23年10月4日掲示済)

奈良市告示第558号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年10月4日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年10月4日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年10月4日掲示済)

奈良市告示第559号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

平成23年10月5日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の対象者の範囲

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

2 予防接種を行う期日及び場所

別紙のとおり

3 接種不適当者

(1) 下痢が治癒していない者

(2) 明らかな発熱(37.5°C以上)を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者

(5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 接種要注意者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) けいれんの既往のある者

(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

5 料金

<p>無料</p> <p>6 その他 不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。</p> <p>別紙省略 (平成23年10月5日掲示済)</p>		<p>奈良市長 仲川元庸 次のとおり省略 (平成23年10月6日掲示済)</p> <p>奈良市告示第561号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。 その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。 平成23年10月6日 奈良市長 仲川元庸</p>																														
<p>奈良市告示第560号 奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。 平成23年10月6日</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th><th>路線名</th><th>起点</th><th>終点</th><th>備考(m)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>北部第740号線</td><td>芝辻町三丁目49番14地先から</td><td>法蓮町48番4地先まで</td><td>L= 370.0 W= 4.0~15.0</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成23年10月6日掲示済)</p>		整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)	1	北部第740号線	芝辻町三丁目49番14地先から	法蓮町48番4地先まで	L= 370.0 W= 4.0~15.0																			
整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)																												
1	北部第740号線	芝辻町三丁目49番14地先から	法蓮町48番4地先まで	L= 370.0 W= 4.0~15.0																												
<p>奈良市告示第562号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。</p>		<p>その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。 平成23年10月6日 奈良市長 仲川元庸</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th><th>路線名</th><th>区間</th><th>変更前後</th><th>幅員(m)</th><th>延長(m)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">北部第503号線</td><td>法華寺町289番地先から</td><td>前</td><td>4.0~4.3</td><td>33.0</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr> <td>法華寺町303番1地先まで</td><td>後</td><td>2.0</td><td>33.0</td></tr> <tr> <td rowspan="2">2</td><td rowspan="3">北部第533号線</td><td>芝辻町一丁目81番3地先から</td><td>前</td><td>1.2~4.8</td><td>246.3</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr> <td>芝辻町一丁目77番73地先まで</td><td>後</td><td>6.0~12.0</td><td>230.7</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成23年10月6日掲示済)</p>		整理番号	路線名	区間	変更前後	幅員(m)	延長(m)	備考	1	北部第503号線	法華寺町289番地先から	前	4.0~4.3	33.0		法華寺町303番1地先まで	後	2.0	33.0	2	北部第533号線	芝辻町一丁目81番3地先から	前	1.2~4.8	246.3		芝辻町一丁目77番73地先まで	後	6.0~12.0	230.7	<p>始します。 その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。 平成23年10月6日 奈良市長 仲川元庸</p>	
整理番号	路線名	区間	変更前後	幅員(m)	延長(m)	備考																										
1	北部第503号線	法華寺町289番地先から	前	4.0~4.3	33.0																											
		法華寺町303番1地先まで	後	2.0	33.0																											
2	北部第533号線	芝辻町一丁目81番3地先から	前	1.2~4.8	246.3																											
		芝辻町一丁目77番73地先まで	後	6.0~12.0	230.7																											
<p>奈良市告示第563号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、平成23年10月7日から次のように道路の供用を開</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th><th>路線名</th><th>起点</th><th>終点</th><th>備考(m)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>北部第503号線</td><td>法華寺町289番地先から</td><td>法華寺町303番1地先まで</td><td>L= 33.0 W= 2.0</td></tr> <tr> <td>2</td><td>北部第533号線</td><td>芝辻町一丁目81番3地先から</td><td>芝辻町一丁目77番73地先まで</td><td>L= 230.7 W= 6.0~12.0</td></tr> <tr> <td>3</td><td>北部第740号線</td><td>芝辻町三丁目49番14地先から</td><td>法蓮町48番4地先まで</td><td>L= 370.0 W= 4.0~15.0</td></tr> <tr> <td>4</td><td>中部第647号線</td><td>大宮町二丁目94番4地先から</td><td>三条本町1088番地先まで</td><td>L= 140.7 W= 16.0</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成23年10月6日掲示済)</p>		整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)	1	北部第503号線	法華寺町289番地先から	法華寺町303番1地先まで	L= 33.0 W= 2.0	2	北部第533号線	芝辻町一丁目81番3地先から	芝辻町一丁目77番73地先まで	L= 230.7 W= 6.0~12.0	3	北部第740号線	芝辻町三丁目49番14地先から	法蓮町48番4地先まで	L= 370.0 W= 4.0~15.0	4	中部第647号線	大宮町二丁目94番4地先から	三条本町1088番地先まで	L= 140.7 W= 16.0	<p>始します。 その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。 平成23年10月6日 奈良市長 仲川元庸</p>			
整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)																												
1	北部第503号線	法華寺町289番地先から	法華寺町303番1地先まで	L= 33.0 W= 2.0																												
2	北部第533号線	芝辻町一丁目81番3地先から	芝辻町一丁目77番73地先まで	L= 230.7 W= 6.0~12.0																												
3	北部第740号線	芝辻町三丁目49番14地先から	法蓮町48番4地先まで	L= 370.0 W= 4.0~15.0																												
4	中部第647号線	大宮町二丁目94番4地先から	三条本町1088番地先まで	L= 140.7 W= 16.0																												
<p>奈良市告示第564号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。</p>		<p>平成23年10月6日 奈良市長 仲川元庸</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。 2 移動年月日 平成23年10月6日 3 移動対象区域 																														

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年10月6日掲示済)

奈良市告示第565号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年10月7日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成22年12月24日 奈良市指令都整開 第10A-31号

平成23年9月5日 奈良市指令都整開 第10A-31-1号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成23年10月7日 第1275号

公共施設 平成23年10月7日 第566号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市鳥見町四丁目1番1の一部及び三碓町2194番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台四丁目6番20号

株式会社 日本中央住販 代表取締役 谷手善紀

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市鳥見町四丁目1番1の一部及び三碓町2194番1の一部

(2) 下水道

奈良市鳥見町四丁目1番1の一部及び三碓町2194番1の一部

(平成23年10月7日掲示済)

奈良市告示第566号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成23年10月7日

奈良市長 仲川元庸

1 事業内容等

(1) 事業名

奈良市つどいの広場事業の業務委託

(2) 募集地域と募集数

① 募集地域①型については、飛鳥、三笠、都跡、京西、富雄南、登美ヶ丘、平城、平城東、柳生、興東、田原、月ヶ瀬及び都祁の各中学校通学区域のいずれかの地域に1箇所募集する。

② 募集地域②型については、伏見及び平城の各中学校通学区域のいずれかの地域に1箇所募集する。

③ 募集地域③型については、平城西及び平城東中学

校通学区域のいずれかの地域に1箇所募集する。

なお、平城中学校通学区域については、募集地域①型及び②型、平城東中学校通学区域については、募集地域①型及び③型のどちらかの募集枠を選択して応募するものとし、両方の募集枠に応募することはできないものとする。

(3) 事業内容

つどいの広場事業の実施

(4) 委託料

委託料の上限は下記のとおりとする。

23年度

募集地域①型（3～4日型） 金593,000円

募集地域①型（5日型） 金726,000円

募集地域②型（3～4日型） 金296,000円

募集地域②型（5日型） 金363,000円

24年度

募集地域①、②型（3～4日型） 金3,560,000円

募集地域①、②型（5日型） 金4,360,000円

募集地域③型（3～4日型） 金2,960,000円

募集地域③型（5日型） 金3,630,000円

(5) 委託期間

募集地域①及び②型は、契約締結の日から平成24年3月31日まで

募集地域③型は、24年度から委託業務が開始委託業務の開始日

募集地域①型…平成24年2月1日

募集地域②型…平成24年3月1日

募集地域③型…平成24年6月1日

2 応募資格

(1) 応募団体

応募団体は、主に奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとする。

① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

③ その他の法人

(2) 応募団体の要件

応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。

① 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。

② 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

⑤ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。

<p>⑥ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。</p> <p>⑦ その他法令等に違反する団体でないこと。</p>	<p>(1) 事業名 奈良市地域子育て支援センター事業の業務委託</p>
<p>3 審査方法 応募資格及び提出書類等を確認した後、奈良市地域子育て支援センター事業及び奈良市つどいの広場事業実施団体審査委員会で審査する。</p>	<p>(2) 募集地域と設置予定数 若草及び飛鳥の各中学校通学区域のいずれかの地域に1箇所募集する。</p>
<p>4 実施団体の決定 審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により実施団体を決定する。</p>	<p>(3) 事業内容 地域子育て支援センター事業の実施</p>
<p>5 手続き等に関する事項</p>	<p>(4) 委託料 委託料の上限は下記のとおりとする。 週5日型 金7,400,000円 週6日型 金7,920,000円</p>
<p>(1) 担当課 奈良市子ども未来部子ども育成課 奈良市二条大路南一丁目1番1号 電話番号 0742-34-5042 FAX番号 0742-34-4796</p>	<p>(5) 委託開始日 平成24年4月2日</p>
<p>(2) 募集要項の配布 配布期間 平成23年10月6日(木)から同年10月28日(金)までの日(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで 配布場所 奈良市子ども未来部子ども育成課(奈良市ホームページからもダウンロード可)</p>	<p>2 応募資格 (1) 応募団体 応募団体は、主に奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとする。</p>
<p>(3) 説明会 開催日 平成23年10月31日(月)午後2時から午後3時半まで 開催場所 奈良市役所北棟4階第18会議室</p>	<p>① 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人 ② 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 ③ その他の法人</p>
<p>(4) 書類等の提出 提出期間 平成23年11月2日(水)から同年11月16日(水)までの日(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで 提出場所 奈良市子ども未来部子ども育成課(提出書類等は、必ず持参してください。)</p>	<p>(2) 応募団体の要件 応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。 ① 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。 ② 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。 ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。 ④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。 ⑤ 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。 ⑥ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。 ⑦ その他法令等に違反する団体でないこと。</p>
<p>6 契約の締結 審査委員会において決定された実施団体は、市長との間で、委託契約を締結する。</p>	<p>3 審査方法 応募資格及び提出書類を確認した後、奈良市地域子育て支援センター事業及び奈良市つどいの広場事業実施団体審査委員会で審査する。</p>
<p>7 その他 (1) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とする。 (2) 詳細は、募集要項による。 (平成23年10月7日掲示済)</p>	<p>4 実施団体の決定 審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により実施団体を決定する。</p>
<p>奈良市告示第567号 公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。 平成23年10月7日 奈良市長 仲川元庸 1 事業内容等</p>	<p>5 手続き等に関する事項 (1) 担当課 奈良市子ども未来部子ども育成課 奈良市二条大路南一丁目1番1号 電話 0742-34-5042</p>

奈良市公報

平成23年11月1日
(火曜日)

第274号

FAX 0742-34-4796

(2) 募集要項の配布

配布期間

平成23年10月6日(木)から同年10月28日(金)までの日(窓口配布は土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

配布場所

奈良市子ども未来部子ども育成課(奈良市ホームページからもダウンロード可)

(3) 説明会

開催日 平成23年10月31日(月)午前10時から午前11時30分まで

開催場所 奈良市役所北棟4階 第18会議室

(4) 書類等の提出

提出期間

平成23年11月2日(水)から同年11月16日(水)までの日(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで

提出場所

奈良市子ども未来部子ども育成課(提出書類等は、必ず持参してください。)

6 契約の締結

審査委員会において決定された実施団体は、市長との間で、委託契約を締結する。

7 その他

(1) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とする。

(2) 詳細は、募集要項による。

(平成23年10月7日掲示済)

奈良市告示第568号

平成23年10月23日に執行する大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)JR奈良駅南特定土地地区画整理審議会委員選挙について、土地地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第24条第2項の規定により届出のあった候補者は、次のとおりですので、同条第5項の規定により公告します。

平成23年10月7日

奈良市長 仲川元庸

宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏名又は名称	住所又は所在地
久保田 隆一	奈良市大森西町14番12号
辰巳佳弘	奈良市大安寺七丁目19番12号
大西正純	奈良市大森西町21番11号
市川義治	奈良市三条松町16番4-102号
巽源之	奈良市大安寺七丁目15番7号
北室雅弘	奈良市大安寺七丁目17番9号
吉田清美	奈良市大安寺七丁目18番13号
平田圭吾	奈良市大森西町16番31号

(平成23年10月7日掲示済)

奈良市告示第569号

平成23年10月23日に執行する大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)JR奈良駅南特定土地地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有者が選挙する委員の選挙について、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えるので、土地地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第26条の規定により、投票を行わないことを公告します。

平成23年10月7日

奈良市長 仲川元庸
(平成23年10月7日掲示済)

奈良市告示第570号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年10月7日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ケアプランセンターすみれ	奈良県奈良市東九条町206-27 スイートピー301号	株式会社ざいたっく	
新	ケアプランセンターすみれ	奈良県奈良市東九条町538	株式会社ざいたっく	平成23年8月1日
旧	介護センターすみれ	奈良県奈良市東九条町206-27 スイートピー301号	株式会社ざいたっく	
新	介護センターすみれ	奈良県奈良市東九条町538	株式会社ざいたっく	平成23年8月1日

(平成23年10月7日掲示済)

奈良市告示第571号

奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例（平成14年奈良市条例第51号）第14条第1項の規定により保存樹を解除したので、同条第2項の規定において準用する同条例第7条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成23年10月7日

奈良市長 仲川元庸

指定番号	樹木の内容	
17-003	樹木群の名称	ボダイジュ
	所在地	奈良市針ヶ別所町615番地 長力寺境内

(平成23年10月7日掲示済)

奈良市告示第572号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年10月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成23年10月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成23年10月11日掲示済)

奈良市告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年10月13日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関	所在地	廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称 開設者	所在地		
名称 介護のみき新大宮店 有限会社 介護のみき新大宮店	奈良県奈良市大宮町六丁目4-13コーポ・オオミヤ205号 奈良県奈良市大宮町六丁目4-13コーポ・オオミヤ205号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成23年9月30日 平成23年9月30日

(平成23年10月13日掲示済)

奈良市告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年10月13日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関	所在地	施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称 開設者	所在地		
名称 介護のみき新大宮店 介護のみき株式会社	奈良県奈良市大宮町六丁目4-13コーポ・オオミヤ205号 奈良県大和高田市昭和町2-33	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成23年10月1日 平成23年10月1日
デイサービスこもれびの郷 特定非営利活動法人こもれび	奈良県奈良市中山町西三丁目362-6 奈良県奈良市中山町西三丁目362-6	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成23年10月1日 平成23年10月1日

奈良市公報

平成23年11月1日
(火曜日)

第274号

介護老人保健施設アンジェロ	奈良県奈良市帝塚山二丁目21番21号	居宅 通所リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション	平成23年9月1日 平成23年9月1日
医療法人あすか会	奈良県奈良市帝塚山二丁目21番21号		
ケアステーション和	奈良県奈良市左京一丁目8番7号	居宅 訪問介護 居宅 訪問看護	平成23年10月1日 平成23年10月1日
株式会社 樹	奈良県奈良市左京一丁目8番7号	介護予防 訪問介護 介護予防 訪問看護	平成23年10月1日 平成23年10月1日

(平成23年10月13日掲示済)

奈良市告示第575号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成23年10月13日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成23年10月27日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成23年7月1日、同月5日、同月7日、同月10日、同月12日、同月14日、同月21日から同月22日まで、同月26日及び同月28日

(平成23年10月13日掲示済)

奈良市告示第576号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年10月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓 又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が 極度に制限される程度の障害を有する者及び ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日 常生活がほとんど不可能な程度の障害を有す る者で接種を希望する者	平成23年10月15日から 平成23年12月28日まで	別紙のとおり

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年10月13日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁
止区域

以下省略

(平成23年10月13日掲示済)

奈良市告示第577号

平成23年奈良市告示第210号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成23年10月14日

奈良市長 仲川元庸

次のように省略

(平成23年10月14日掲示済)

奈良市告示第578号

平成23年奈良市告示第210号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成23年10月14日

奈良市長 仲川元庸

次のように省略

(平成23年10月14日掲示済)

奈良市告示第579号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年10月14日

奈良市長 仲川元庸

2 接種不適当

- (1) 明らかな発熱（37.5°C以上）を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (4) 接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (5) その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
- (2) ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

4 料金

1,500円。ただし、生活保護世帯に属する方で保護受給証明書を提出した場合は無料

5 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成23年10月14日掲示済)

奈良市告示第580号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成24年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成23年10月14日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	床面積 (m ²)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	67,500	0.7005
		74.8	3-4号館	67,600	0.7005
		74.8	5-6号館	71,500	0.7005
		39.3	6号館	37,500	0.7005
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	15,900	0.7542
		74.9	1-2号棟	84,600	0.7801
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	68,600	0.7531
		64.2	1-2号棟	59,000	0.7531
		64.5	1-2号棟	59,300	0.7531
		71.9	1-2号棟	66,100	0.7531
		74.6	3号棟	68,600	0.7531
		64.2	3号棟	59,000	0.7531
		64.5	3号棟	59,300	0.7531
		71.9	3号棟	66,100	0.7531
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	64,800	0.7634
		64.5	1-2号棟	56,000	0.7634
		71.2	1-2号棟	61,800	0.7634
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	17,300	0.7314
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	18,200	0.7665
		28.0	141-150	18,700	0.7665
		33.8	151-160	20,400	0.7665
		70.1	1-2号棟	106,400	0.7953
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	60.7	1-2号棟	92,100	0.7953
		55.3	1-2号棟	90,400	0.8013
		70.1	3号棟	102,600	0.7953
		60.7	3号棟	88,800	0.7953
		55.3	3号棟	88,000	0.8013
		60.1	3号棟	88,000	0.7953
		41.6	3号棟	60,500	0.7953
		42.7	127-141	18,300	0.7192
		55.4	143-157	27,300	0.7192
		58.8	158-164	28,600	0.7192
		58.8	165-188	28,800	0.7192
		74.6	1-23	87,800	0.7227
		74.6	24-35	85,600	0.7227
		74.9	36-62	85,000	0.7227

第10号市営住宅	奈良市古市町	74.9	63-66	85,800	0.7227
		74.9	67-102	88,400	0.7227
		75.0	103-112	85,800	0.7227
		74.9	113-118	82,400	0.7227
		74.9	119-124	93,800	0.7227
		74.8	125-128	94,200	0.7227
		74.8	129-134	96,100	0.7227
		74.9	137-138	95,800	0.7227
		74.9	135-136	92,600	0.7227
		75.0	139-140	84,900	0.7227
		31.4	1-12	12,700	0.7087
		55.4	74-78	27,300	0.7017
第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	55.4	64-73	26,500	0.7017
		58.8	79-91	27,400	0.7017
		58.8	92-101	31,900	0.7017
		74.8	1-10	82,300	0.7042
		74.9	25-28	83,700	0.7042
		74.9	11-24	82,800	0.7042
		74.9	29-32	83,500	0.7042
		74.9	33-38	86,100	0.7042
		74.9	39-43	86,100	0.7042
		75.0	44-47	86,200	0.7042
		74.9	48-53	86,000	0.7042
		75.0	54-55	79,900	0.7042
		74.9	56-57	91,100	0.7042
		74.9	58-63	85,200	0.7042
		75.0	64-65	79,400	0.7042
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目、横井五丁目	55.4	76-105	27,700	0.7052
		75.0	1-28	87,400	0.7079
		74.9	39-43	85,100	0.7079
		74.9	29-38	85,700	0.7079
		74.8	44-49	84,100	0.7079
		74.9	50-53	84,200	0.7079
		74.9	54-55	84,800	0.7079
		74.9	56-59	87,600	0.7079
		75.0	60-67	84,900	0.7079
		75.0	68-71	85,100	0.7079
		74.9	72-75	83,300	0.7079
		74.9	76-77	93,300	0.7079
		58.8	15-20	28,200	0.7000
		58.8	21-30	31,500	0.7000
		74.9	1-8	85,500	0.7024
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	75.0	9-14	85,600	0.7024
		74.7	101-312	78,200	0.7764
		39.9	1号棟	25,600	0.7600
		37.6	2号棟	24,200	0.7600
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	42.1	3号棟	23,300	0.7600
		38.7	4号棟	21,500	0.7600
		42.3	5-6号棟	24,200	0.7600
		58.8	52-61	30,500	0.7175
		74.8	101-404	72,800	0.7209
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	43,000	0.8067
		65.0	5-9号棟	51,700	0.8067
		55.0	5-9号棟	43,800	0.8067
		45.0	5-9号棟	35,700	0.8067
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	46,200	0.8173

第22号市営住宅	奈良市薗生町	31.5	1~20	8,300	0.6664
		31.5	21~36	8,100	0.6664
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1~20	7,700	0.6704
		31.5	21~40	8,300	0.6704

(平成23年10月14日掲示済)

の事業主体が定める数値(利便性係数)を次のとおり公表します。

平成23年10月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第581号

奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)第17条第3項の平成24年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項

名称	位置	床面積(m ²)	住宅番号等	近傍同種の住宅の家賃(円)	利便性係数
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目	74.7	78-79	90,800	0.7079

(平成23年10月14日掲示済)

の事業主体が定める数値(利便性係数)を次のとおり公表します。

平成23年10月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第582号

奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)第17条第3項の平成24年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項

名称	位置	床面積(m ²)	住宅番号等	近傍同種の住宅の家賃(円)	利便性係数
第10号市営住宅	奈良市古市町	74.8	141-154	93,400	0.7227

(平成23年10月14日掲示済)

業務場所	奈良市指定場所
契約形式	委託契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

(1) 平成23年度において奈良市物品購入等指名競争入札 参加資格者名簿に登載され、かつ「広告・イベント業務」について登録が認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(3) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人ではないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(5) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。

(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 募集要項等を示す日時及び場所

(1) 日時 平成23年10月14日(金)午前9時から10月21日(金)午後5時まで

(2) 揭示場所 奈良市ホームページからのダウンロード
※奈良市ホームページ：
<http://www.city.nara.nara.jp/>

4 入札参加申請受付の日時及び申請方法

(1) 日時 平成23年10月14日(金)から10月21日(金)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法 直接持参

(3) 提出場所 奈良市観光経済部観光戦略課(担当：誘)

奈良市告示第583号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年10月14日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	名古屋市営地下鉄名古屋駅他主要駅ポスター掲出等業務委託
業務内容	関東圏、関西圏に次いで奈良への宿泊旅行者が多いエリアは中部圏である。平成遷都1300年祭の来場者に関してもアンケートの結果、中部圏からの来場者が最も多く、リピーター獲得を図る上で誘致活動を怠ってはいけない地域である。 そこで、名古屋市営地下鉄名古屋駅を中心に地下鉄主要駅8駅、名古屋市営地下鉄名古屋駅近辺の大規模商業施設に奈良市の観光PRポスターの掲出を行い、掲出期間中に「奈良大和路キャンペーン」30周年を迎えるにあたってのPRキャンペーンを大規模商業施設内で開催することで、リピーター確保に加え、新たな観光客獲得を目的とする。
委託期間	契約日から平成23年12月5日まで

客促進係

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟2階

5 入札保証金

入札の際には、地方自治法施行令第167条の7及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「契約規則」という。）第4条の規定により、原則として入札保証金（契約金額の100分の5以上）を納付するものとする。

また、還付については、契約規則第13条の規定のとおりとする。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 平成23年10月28日（金）午後1時30分
- (2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札
- (3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 入札室

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (4) 入札書に入札金額、業務名の表示又は記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人が2名以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は実施要項及び「名古屋市営地下鉄名古屋駅他主要駅ポスター掲出等業務委託」を熟読のうえ入札すること。
- (2) 入札保証金は免除する。
- (3) 入札の方法は持参入札とする。
- (4) 入札時間に遅れた者は入札に参加できない。
- (5) 入札会場への入場は入札者又はその代理人のみとする。
- (6) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出すること。
- (7) 入札者の不正行為、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いときその他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行を取りやめる。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。
- (8) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換又は撤回をすることができない。
- (9) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがある。
- (10) 再度入札を2回行う。

(11) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(12) 入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとする。

(13) 本実施要項に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則による。

<問い合わせ先>

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市觀光經濟部觀光戰略課 誘客促進係

電話 0742-34-4739

FAX 0742-35-6822

mail kankousenryaku@city.nara.lg.jp

(平成23年10月14日掲示済)

監査

奈良市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成23年10月6日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 石原 俊彦
同 大坪 宏通
同 井上 昌弘
奈政行 第57号

平成23年9月15日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 石原 俊彦 様
同 大坪 宏通 様
同 井上 昌弘 様

奈良市長 仲川元庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。
平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の結果・意見に対する措置状況について

1. 宅地造成事業費特別会計について

(1) 売却可能土地への原価振替について

（担当部署：土木管理課、平成15年度包括外部監査の結果報告書18ページ）

【監査結果】

「1. (1)①未成土地の状況」に記載したとおり、宅地造成事業費特別会計では、売却価額が帳簿価額を下回る場合、当該土地の原価を他の売却可能土地に振り替えて負担させており、当該処理を行うことにより損益計算書上では売却収入と原価が均衡し、売却損失を発生させていない。

宅地造成事業においては、回収が見込めない原価を他の売却可能土地に負担させることが許されるとする考え方もあるが、それは、通常宅地造成事業費特別会計が保有する土地が性質を同じくするものであり、かつ短期に売却することが確実に見込まれるため、厳密に土地区分ごとの損益計算を行うことの意味が乏しいためであると考えられる。

しかしながら、中ノ川造成事業用地は通常の造成宅地とは異なり、その利用の目処が立っておらず、外部へ売却する見込みは低い土地である。宅地造成事業費特別会計から一般会計に売却される可能性が高いことを踏まえると市全体で見れば損失の繰延べに過ぎず、地方公営企業法第20条の経営成績を適正に表示しているとは言いがたく、原価の振替処理は認めがたい。

(2) 退職給与引当金について

(担当部署：土木管理課、平成15年度包括外部監査の結果報告書18ページ)

【監査結果】

宅地造成事業費特別会計に専任職員は所属していないが、平成14年度末現在で41,221千円の退職給与引当金が計上されている。これは、宅地造成事業費特別会計に所属していた職員が平成元年度に一般会計に異動したことにより残高だけが残ったものである。当該職員の退職時には、在籍期間に応じて宅地造成事業費特別会計も退職金を負担し、現在計上されている退職給与引当金を取り崩して退職金支払にあてなければならない。

(3) 書類の保管状況について

(担当部署：土木管理課、平成15年度包括外部監査の結果報告書18ページ)

【意見】

保有土地の取得・売却に関する資料の一部が適切に保管されておらず、所在が不明であった。取得年度が相当に古い物件もあり、担当者が異動しているためと思われるが、少なくとも現在保有している土地については取得の経過や取引価額を確認できる資料を保管しておく必要がある。

また、保有土地の台帳として宅地造成資産明細台帳が作成されているが、金額、現況なども一覧できる台帳することが望ましい。

(4) 長期保有土地について

(1) 秋篠町

(c) 問題点

(ア) 会計区分の適正化および土地簿価の評価減の必要性
(担当部署：土木管理課、平成15年度包括外部監査の結果報告書20ページ)

【監査結果】

国から購入した土地4,357.94m²のうち1,352.74m²は緑地

としての用途指定があり、一部を公園として整備したうえで一般会計に無償で所管換えされている。この結果、当該公園用地の土地購入費や造成費用は全て宅地造成事業費特別会計が負担しており、これらの費用が全て完成土地の原価に含まれる結果となっている。秋篠町物件の売出し価額は原価を大幅に下回る水準となる見込みであるが、原則どおり原価で販売すれば公園用地に係る諸経費が宅地購入者に負担される結果となっていたところである。緑地部分については、そもそも一般会計で購入すべきであったと考える。なお、緑地部分を除いて算定したところ、適正な簿価は780,937千円であり、単価は355.31千円/m²となる。

また、後記の「(5) 帳簿価額と実勢価額との乖離（意見）」に記載のとおり、現在の簿価では時価下落率が80.6%となっているが、緑地部分を除いても簿価355.31千円/m²と時価99.96千円/m²の下落率は71.9%となる。したがって、地方公営企業法第20条にしたがって財政状態を適正に表示するため、土地の帳簿価額を販売可能となる時価まで評価減すべきである。

(3) 青山六丁目

(c) 問題点

(ア) 土地簿価の評価減の必要性

(担当部署：土木管理課、平成15年度包括外部監査の結果報告書22ページ)

【監査結果】

当該物件の販売価額が周辺物件の価値に与える影響を考慮する必要はあるものの、現在の帳簿価額は実勢価額と乖離しており、5年以上販売実績がないことから考えても帳簿価額での販売は不可能と判断せざるを得ない。このまま優良な宅地を空き地として放置し続けることは何ら利益をうむものではなく、利用を希望する住民に適正な価額で販売することは奈良市として当然の責務であると思われる。

後記の「(5) 帳簿価額と実勢価額との乖離（意見）」に記載のとおり、時価下落率が44.3%であり、地方公営企業法第20条にしたがって財政状態を適正に表示するため、土地の帳簿価額を販売可能となる時価まで評価減すべきである。

(6) 宅地造成事業費特別会計の今後のあり方について

(担当部署：土木管理課、平成15年度包括外部監査の結果報告書26ページ)

【意見】

(1) 宅地造成事業費特別会計の存在意義

宅地造成事業費特別会計は都市開発の推進と公共用地の先行取得を行うものとされているが、昭和43年3月に奈良市宅地造成事業の設置等に関する条例が制定されて以来、相当の期間が経過しており、現在では実体をなしておらず、形骸化していることは否めない。

また、過去10年間において、主だった土地の取得は富雄川西二丁目のみであり、宅地の売却実績でも青山六丁目、富雄川西二丁目など限られている。しかも、これらは公共事業用地の代替地として取得したにもかかわらず代替地の需要がなく、結局一般公募で売却したものであり、これら

の事業に市が関与する根拠は極めて乏しくなっている。

② 地価の下落

グラフに示すように、奈良市内の地価は下落を続けており下げ止まりの気配は見られない。周辺住民への配慮や損失発生回避のために売出し価額の引き下げを行っていない物件があるが、一刻も早く売却しなければ市の負担を益々重くするばかりである。

<図表省略>

③ 宅地造成事業費特別会計の財政状態

宅地造成事業費特別会計の決算書類を見る限り収支が均衡しているが、既に指摘したとおり、保有土地の間で原価の付け替えを行って損失を先送りしている状況であり、秋篠町、石木町、青山六丁目、富雄川西二丁目の4物件で1,376,487千円の含み損が発生している。ただし、宅地造成事業費特別会計内で欠損の処理にあてられる剰余金は平成14年度末で440,971千円であり、含み損を処理するためには金額的に不十分である。したがって、特別の理由により必要がある場合とみなして一般会計もしくは他の特別会計から補助を行うか、もしくは宅地造成事業費特別会計を閉鎖して清算するほかに選択肢はないと思われる。

以上のことから判断して、これ以上事態を悪化させないように、宅地造成事業費特別会計保有土地のうち、土地簿価を売却可能価額まで引き下げを行ったうえで、売却できるものは売却し、宅地造成事業費特別会計を清算することが最善の選択肢と考えられる。

【顛末の内容】

当宅地造成事業費特別会計は平成22年10月29日付で廃止となりました。その際、各所有地の帳簿価格については固定資産評価額をもとに見直し、減損損失処理を行ったうえで奈良市に引き継ぎをいたしました。なお、【(1)における原価の振替処理は認められない】旨については平成21年度以降、原価の振替処理は実施しておりません。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の結果に対する措置状況について

2. 奈良市土地開発公社について

(a) 土地の買戻し

(担当部署：行政経営課、平成15年度包括外部監査の結果報告書45ページ)

【監査結果】

奈良市土地開発公社の役割は、奈良市が公有地として購入する予定の土地などを先行取得することであり、事業の用に供する段階においては、奈良市が奈良市土地開発公社から土地を買戻すことが予定されている。ところが、財政上の理由によるところが大きいが、前表のとおりこの契約に反して土地の買戻しを行わずに事業の用に供している土地が存在している。例えばならまちセンター駐車場整備事業用地は、10年もの間、買戻しを行わずに奈良市土地開発公社所有地のまま事業の用に供している。

供用済土地と一部供用済土地を合わせた39,570.01m²、1,329,918千円の土地については、早急に買戻す必要があ

る。

【措置の内容】

奈良市土地開発公社の保有地のうち指摘の供用済土地と一部供用済土地については、「土地開発公社の経営健全化に関する計画」に基づき、平成18年度から平成22年度にかけて買戻しを進め平成22年度に終えました。

平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

I. 少子化対応事業について

2. 次世代育成支援行動計画について

① 行動計画の進捗状況は速やかに情報公開を行うべきである

(担当部署：子ども政策課（H22年度まで子育て課）、平成21年度包括外部監査の結果報告書29ページ)

【監査結果】

市では、行動計画の進捗状況は事業ごとに措置の実施の状況を経年比較し、数値目標に対する達成度を評価する様式で一覧にしている。また、事業実施担当課が自己で評価するため、年2回開催される地域協議会に進捗状況を報告し、意見を取り入れることとしている。

しかし、行動計画に基づく措置の実施の状況は、毎年少なくとも1回は公表しなければならないにもかかわらず（次世代育成支援対策推進法第8条第6項）、現時点まで公表されたことがない。広く市民一般からの意見も取り入れるべく、しみんだよりやホームページに速やかに公表すべきである。

【措置の内容】

平成20年度以前の達成状況については平成22年9月16日に、平成21年度は、平成22年12月にホームページで公開しました。平成23年度より、年1回進捗状況を報告します。平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の意見に対する措置状況について

I. 少子化対応事業について

13. 乳幼児医療費助成制度・母子家庭医療費助成制度について

② 助成制度を拡大することを検討すべきである

(担当部署：福祉医療課、平成21年度包括外部監査の結果報告書69ページ)

【意見】

現在、市における乳幼児医療費助成制度で受給の対象範囲は、就学前までの乳幼児である。一方、群馬県では全国で初めて、県内のどこに住んでも所得制限なし、自己負担なし、入院・通院とも中学校卒業までとする方針を打ち出し、平成21年10月に制度を開始した。

市においても、平成23年度より対象について中学校卒業まで拡大すると議会で答弁されているとのことである。実現されれば、市における少子化傾向に一定の歯止めがかかる可能性はあると思われる。

【措置の内容】

平成23年3月30日付けで「奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例」を「子ども医療費の助成に関する条例」に改

正を行い、平成23年8月1日から15歳（中学校卒業）の子どもまで医療費助成制度を拡大しました。

③ 条例を実態に合わせて改正すべきである
(担当部署：福祉医療課、平成21年度包括外部監査の結果報告書69ページ)

【意見】

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則第4条3項及び奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則第4条3項に、「受給者は、資格証の有効期間が満了したときは、当該資格証を直ちに市長に返還しなければならない。」とある。

しかし、受給資格証には有効期間が記載されており、市としてはその回収をする作業は不要と判断し、実際に回収はしていない。また、市に返還している受給者も少ないで、実態に合わせて両施行規則を改正することも検討すべきである。

【措置の内容】

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則第4条3項及び奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則第4条3項の「受給者は、資格証の有効期間が満了したときは、当該資格証を直ちに市長に返還しなければならない。」を削除しました。

⑤ 助成金の支給通知の必要性の有無を検討すべきである

(担当部署：福祉医療課、平成21年度包括外部監査の結果報告書70ページ)

【意見】

助成金の支給通知の記載内容は医療機関への受診ごとにではなく、各月の合計金額が記載されているだけである。受給者には支給通知を年3回（乳幼児：48千件／年、母子：8千件／年）送付しているが、福祉医療課が計算したその送付に要するコストは、人件費を除くとおよそ4,000千円（主に郵送料3,500千円）を要している。医療保険者からの医療費通知もあり、受給者の立場からも二重に同様の情報を受け取っても有用とは考えにくいことから、支給通知の必要性について検討すべきである。

【措置の内容】

支払通知の必要性について検討した結果、平成23年度より廃止することを決定しました。廃止にあたっては、ならしみんだより4月号や受給者への同封文書で周知を図りました。

（平成23年10月6日掲示済）

奈良市監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

平成23年10月11日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 石原 俊彦
同 大坪 宏通

同 井上 昌弘
秘書課
監査結果公表日 平成23年6月17日（奈良市監査委員告示第12号）
措置結果通知日 平成23年9月20日

【監査の結果】	【措置の内容】
市長、副市長の公用車の、奈良市公用車管理規則第18条に基づき作成される運転報告書において、燃料注入量の記載がなかった。適正に記載されたい。	市長、副市長の公用車の燃料注入量を、奈良市公用車管理規則第18条に基づき作成される運転報告書に、適正に記載するように徹底した。

人事課
監査結果公表日 平成23年6月17日（奈良市監査委員告示第12号）
措置結果通知日 平成23年9月15日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 人事情報システムサポート業務委託の契約書において、請負業者は市と連絡調整等を行う責任者を定め、市に通知することになっているが、文書で微していなかった。市が責任者の氏名・資格等を確認するためにも文書で確認されたい。	(2) 平成23年度契約においては、請負業者から文書による通知を徴収しました。

健康増進課
監査結果公表日 平成22年6月15日（奈良市監査委員告示第13号）
措置結果通知日 平成23年8月9日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 養育医療自己負担金（未熟児養育医療費負担金）の平成15年度分の収入未済額について、不納欠損処理が未だ実施されていないが、過年度未収金については、出納整理期間の適用がないので留意されたい。	(1) 養育医療自己負担金（未熟児養育医療費負担金）収入未済額の不納欠損処理に関し、今回の定期監査以降、不納欠損処理すべきものについては会計年度内に処理するよう徹底しました。 なお、機構改革により、平成23年度から、養育医療自己負担金の所管が健康増進課から保健予防課に移ったため、保健予防課に対し、不納欠損の会計年度内の処理について遺漏のないよう申し送りをしました。

<p>(3) 大腸がん検診事業委託、乳がん検診事業委託、健 康増進法に基づく健康診 査委託、肝炎ウィルス検 診事業委託、4か月児健 康診査委託の契約においては、各検診委託料一件あたりの単価とそれに伴う事務委託料が明記されている。</p> <p>各検診委託料一件あたりの単価については、予定価格調書を作成し見積書を微取し決定されていた。しかし、事務委託料については、決定に至った根拠となる書類がなかった。</p> <p>事務委託料について根拠を明確にされたい。</p>	<p>(3) 大腸がん検診事業、乳がん検診事業、健康増進法に基づく健康診査、肝炎ウィルス検診事業の委託料については、平成23年5月に締結した委託契約より、また4か月児健康診査の委託料については、平成23年4月に締結した委託契約より、それぞれの検診若しくは健康診査とそれぞれの事務委託料からなる見積書を微取して決定の根拠といたしました。</p>	<p>教育総務課 監査結果公表日 平成21年12月28日（奈良市監査委員告示第27号） 措置結果通知日 平成23年9月15日</p> <table border="1" data-bbox="801 309 1433 1325"> <thead> <tr> <th data-bbox="801 309 1102 370">【監査の結果】</th><th data-bbox="1102 309 1433 370">【措置の内容】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="801 370 1102 875"> <p>(2) 小学校の校地内法面等草刈作業委託（20万円以上50万円未満）において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約されていたが、施行起案は作成されていなかった。</p> <p>歳出予算の執行は支出負担行為のみでできるが、事務事業の方針や執行時期又は方法等については、施行起案を作成し決定されたい。</p> </td><td data-bbox="1102 370 1433 875"> <p>(2) 小学校の校地内法面等草刈作業委託につきましては、年度当初に施行起案を作成し、支出負担行為に添付するよう是正しました。</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="801 875 1102 1325"> <p>(3) 学校・園の備品保管票を基に備品管理の状態を確認したところ、購入から相当期間が経過しているもののうち、使用不能等で物品返納手続きが必要であるものが見受けられた。</p> <p>学校・園に対し、奈良市会計規則第52条に則って適切に備品管理を行うよう指導されました。</p> </td><td data-bbox="1102 875 1433 1325"> <p>(3) 幼稚園、小・中学校、高等学校の備品につきましては、使用不可能なもの等があれば、奈良市会計規則に則り、平成23年8月末までに物品返納書を会計課に提出するよう、校園長会を通じて依頼しました。</p> </td></tr> </tbody> </table>	【監査の結果】	【措置の内容】	<p>(2) 小学校の校地内法面等草刈作業委託（20万円以上50万円未満）において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約されていたが、施行起案は作成されていなかった。</p> <p>歳出予算の執行は支出負担行為のみでできるが、事務事業の方針や執行時期又は方法等については、施行起案を作成し決定されたい。</p>	<p>(2) 小学校の校地内法面等草刈作業委託につきましては、年度当初に施行起案を作成し、支出負担行為に添付するよう是正しました。</p>	<p>(3) 学校・園の備品保管票を基に備品管理の状態を確認したところ、購入から相当期間が経過しているもののうち、使用不能等で物品返納手続きが必要であるものが見受けられた。</p> <p>学校・園に対し、奈良市会計規則第52条に則って適切に備品管理を行うよう指導されました。</p>	<p>(3) 幼稚園、小・中学校、高等学校の備品につきましては、使用不可能なもの等があれば、奈良市会計規則に則り、平成23年8月末までに物品返納書を会計課に提出するよう、校園長会を通じて依頼しました。</p>						
【監査の結果】	【措置の内容】													
<p>(2) 小学校の校地内法面等草刈作業委託（20万円以上50万円未満）において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約されていたが、施行起案は作成されていなかった。</p> <p>歳出予算の執行は支出負担行為のみでできるが、事務事業の方針や執行時期又は方法等については、施行起案を作成し決定されたい。</p>	<p>(2) 小学校の校地内法面等草刈作業委託につきましては、年度当初に施行起案を作成し、支出負担行為に添付するよう是正しました。</p>													
<p>(3) 学校・園の備品保管票を基に備品管理の状態を確認したところ、購入から相当期間が経過しているもののうち、使用不能等で物品返納手続きが必要であるものが見受けられた。</p> <p>学校・園に対し、奈良市会計規則第52条に則って適切に備品管理を行うよう指導されました。</p>	<p>(3) 幼稚園、小・中学校、高等学校の備品につきましては、使用不可能なもの等があれば、奈良市会計規則に則り、平成23年8月末までに物品返納書を会計課に提出するよう、校園長会を通じて依頼しました。</p>													
<p>文化財課 監査結果公表日 平成22年12月27日（奈良市監査委員告示第25号） 措置結果通知日 平成23年9月9日</p>	<p>【監査の結果】</p> <p>(1) 行政財産使用許可の更新に際し、部長専決であるべき使用料の減免の決裁が課長専決されていた。奈良市事務専決規程に基づき適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旧細田家住宅管理委託、史跡大安寺旧境内杉山古墳維持管理委託などの文化財、史跡の管理委託において、契約締結後直ちに委託料を全額支出していた。管理に係る経費を明確に示し、正当な理由がある場合にのみ前金払いされたい。</p> <p>(3) 平城宮跡保存協力会事業補助金について、補助対象外経費である他団体からの受託事業を含め補助対象金額としていた。補助対象経費を適確に把握されたい。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>(1) 行政財産使用許可の更新に際し、使用料の減免については奈良市事務専決規程に基づき、部長専決として適正に処理することとしました。</p> <p>(2) 文化財、史跡の管理委託については、原則として完了後の支払いとすることとしました。</p> <p>なお、旧細田家住宅管理委託、史跡大安寺旧境内杉山古墳維持管理委託については、2か月毎に報告を受け実績確認後、支出するよう改善し、当初資金が必要なものについては、その必要性を精査のうえ、支払時期を決定することとしました。</p> <p>(3) 平城宮跡保存協力会事業補助金について、自主事業として行われる巡回案内業務、平城宮跡周辺環境整備を補助対象とするよう改善しました。</p>												
		<p>(平成23年10月11日掲示済)</p> <p>奈良市監査委員告示第20号 包括外部監査の意見に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、別添のとおり公表します。 平成23年10月11日</p> <table data-bbox="1031 1549 1433 1774"> <tr> <td>奈良市監査委員 吉田 肇</td> <td>同 石原 俊彦</td> </tr> <tr> <td>同 大坪 宏通</td> <td>同 井上 昌弘</td> </tr> <tr> <td colspan="2">奈政行 第63号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成23年10月5日</td> </tr> </table> <table data-bbox="825 1774 1433 1931"> <tr> <td>奈良市監査委員 吉田 肇 様</td> <td>同 石原 俊彦 様</td> </tr> <tr> <td>同 大坪 宏通 様</td> <td>同 井上 昌弘 様</td> </tr> </table> <p>奈良市長 仲川 元庸</p> <p>包括外部監査の意見に対する措置状況について（通知）</p> <p>奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査</p>	奈良市監査委員 吉田 肇	同 石原 俊彦	同 大坪 宏通	同 井上 昌弘	奈政行 第63号		平成23年10月5日		奈良市監査委員 吉田 肇 様	同 石原 俊彦 様	同 大坪 宏通 様	同 井上 昌弘 様
奈良市監査委員 吉田 肇	同 石原 俊彦													
同 大坪 宏通	同 井上 昌弘													
奈政行 第63号														
平成23年10月5日														
奈良市監査委員 吉田 肇 様	同 石原 俊彦 様													
同 大坪 宏通 様	同 井上 昌弘 様													

の結果報告書」の意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の意見に対する措置状況について

I. 少子化対応事業について

13. 乳幼児医療費助成制度・母子家庭医療費助成制度について

- ① 各受給者に振り込む助成金を全額医療機関に振り込むことを検討すべきである

(担当部署: 福祉医療課、平成21年度包括外部監査の結果報告書68ページ)

【意見】

現状では、助成金は受給者個人の口座に振り込まれている。しかし、年間振込件数は乳幼児医療費助成制度が約236千件、母子家庭医療費助成制度が約64千件ある。福祉医療課では毎月1件ずつその振込金額等の確認をしており、その作業は非常に煩雑である。

この作業をなくす方策として、受給対象者が医療機関の窓口で支払う金額を現行の自己負担金(3割、6歳就学前までは2割)から一部負担金(通院:1レセプトごとに月額500円、入院:1レセプトごとに月額1,000円)に変更することが考えられる。これにより、受給者個人の口座への振り込みはなくなり、代わりに医療機関への振り込みに切り替わることになる。現に、この方式を採用している自治体もある。受給者個人の数よりも医療機関の数の方が圧倒的に少なく、事務作業効率化の効果が図られると考えられる。

しかし、国民健康保険法第42条では、「(前略)・保健医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、・(中略)・当該給付につき・(中略)・一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。」と規定されている。

もしこれに違反した場合には、国民健康保険法第70条2項を根拠に、国民健康保険に係る国庫負担金の減額が強制される。つまり、受給者の窓口負担を本来の3割や2割負担より減額すると、市が受け取る国庫補助金が減額されるのである。

以上のように、助成金の振込を全額医療機関にすると、その振込確認作業の簡略化を図ることができるが、国民健康保険に係る国庫負担金が減額されることになる。今後、助成金の振込を医療機関に変更することによるメリットとそれに伴う国民健康保険に係る国庫負担金の減額というデメリットを正確に把握し、その結果、メリットが上回ると判断されたならば、受給者個人に振り込んでいる助成金を医療機関への振り込みに切り替えることを検討すべきである。

また、医療機関の窓口で通常どおりの自己負担金を支払った後で償還しても、窓口負担を最初から減額しても受給者の最終負担額は同じである。そのため、市の事務作業効率化に向けて、助成金の振込を全額医療機関にした場合に国庫負担金が減額されるという制度の改善を国に要望するこ

とも検討すべきである。

【措置の内容】

受診者が医療機関の窓口で医療費の支払いを行わないで済むというメリットはあるものの、国民健康保険法第42条により「・・・保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際・・・当該給付につき・・・一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならぬ。」とされており、また現物給付を行うと国民健康保険法第70条2項の規定により国庫負担金が減額となることの問題から、奈良県下統一して自動償還払いとしています。これらの理由により、今までどおりの助成方法を継続しますが、引き続き県へ制度の改善に向けた働きかけを行っていきます。

(平成23年10月11日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第35号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年10月3日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

舗装、奈良市北袋町地内ほか2件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年10月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年10月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200(内線) 223

別表省略

(平成23年10月3日掲示済)

奈良市水道局告示第36号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年10月4日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
川田住建	川田 倫弘	奈良市青山八丁目265番地	平成23年9月28日
株式会社 オーケー エス	代表取締役 北岡 好勝	大阪府大阪市浪速区 敷津西二丁目1番12号	平成23年9月29日

(平成23年10月4日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第21号

平成23年10月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成23年10月5日

奈良市教育委員会
委員長 小 谷 勝 彦

1 日 時

平成23年10月11日(火)

午後1時30分から

2 場 所

奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成23年度「子ども安全の日の集い」の開催について

(2) 平成23年度奈良市立中学校給食導入検討委員会からの報告書について

議 事

議案第36号 平成23年度コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)準備委員会委員の委嘱及び任命について

議案第37号 奈良市立学校評議員の解嘱について
その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 9月~10月

傍聴受付は、開催日の午後0時30分から午後1時20分まで。

定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成23年10月5日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第19号

奈良市農業委員会平成23年10月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成23年10月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 吉村元志

1 日時

平成23年10月14日（金）午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

平成23年8月18日付け奈良市公報号外第14号

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (5) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (6) 知事許可について（9月許可分）

（平成23年10月7日掲示済）

正 誤

ページ	段	行	誤	正
8	右	下から 12	「教育総務課 総務係 経理係 施設係」	「教育総務課 総務係 経理係 施設係 教育企画課 総合調整係 企画調査係」
8	右	下から 7	に改め、同項学校教育部の部分中 「学校教育課 総務係 指導係 教育推進 教育センター準備室 計画係 研修係 係 を「学校教育課 総務係 指導係 教 育推進係 人権教育係 生徒指導係」に改 める。	に改め、同項学校教育部の部分を次のよう に改める。 学校教育部 学校教育課 総務係 指導係 教育 推進係 人権教育係 生徒指導係 学務課 学事係 教職員係 保健給食課 保健係 給食係
9	左	下から 17	次のように加え	次のように加え、同条第2項を削り

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。